

厚生文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和6年 6月18日 開会 10時00分 閉会 11時38分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊 野 公 治	沖 久 教 人	柳 原 英 子	西 村 慎次郎
柳 井 一 徳	惣 台 己 吉	大 滝 文 則	佐 藤 豊

4. 欠席委員名

な し

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 三 宅 文 雄

(2) 委員外議員 な し

(3) 説明員

副 市 長	猪 原 慎太郎	市民生活部長	久 安 伸 明
健康福祉部長	沖 津 幸 弘	市民生活部次長	朝 原 博 幸
健康福祉部次長	岡 崎 祐 一	健康福祉部参与	片 山 恭 一
市 民 課 長	藤 井 隆 史	市民活動推進課長	岩 本 陽 子
芳 井 支 所 長	梶 井 克 也	美 星 支 所 長	藤 井 義 信
介護保険課長	森 川 正 康	健康医療課長	中 新 純 史
健康福祉部参事	川 上 益 史	福 祉 課 参 事	藤 田 昌 巳
甲南保育園長	阪 谷 佳 美	芳井保育園長	三 宅 弘 美
戸籍住民係長	藤 井 宏 美		
病院事務部長	津 組 勇一郎	病院総務課長	松 山 昌 史
病院総務課参事	葛 間 正 彦		
教 育 次 長	西 村 直 樹	教育委員会参与	高 田 知 樹
学校教育課長	米 本 大 樹	生涯学習課長	田 中 稔
学校給食センター所長	立 花 計 志	学校教育課兼生涯学習課参事	藤 井 剛
教育総務課長補佐	岡 崎 直 子		

(4) 事務局職員

事 務 局 長	和 田 広 志	次 長	成 智 千 恵
---------	---------	-----	---------

6. 傍聴者

- (1) 議 員 三宅孝之、多賀信祥、宮地俊則
- (2) 一 般 1 名
- (3) 報 道 2 名

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

初めに副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

昨日はまとまった雨が降りました。降り始めからいいますと約60ミリということでありまして、時間雨量が10ミリを超えたような時間帯もあったようであります。今のところ災害といったことの報告は入っておりません。幸い、よかったなというふうに思っているところであります。今日は6月18日なんですけれども、いまだ中国地方は梅雨入りをしていないということですが、この週末といいますか、週間予報を見ておりましたら梅雨入りも時間の問題かなというふうに思っております。今年の梅雨は、気象庁の予報によりますと期間は短い、けれども降水量は多いのではないかなというようなことが言われております。それこそもう災害につながるような激しい雨が本当降らないことを心から願っているところであります。

新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行して、もう1年以上が経過をいたしました。コロナ禍前の活気が戻ってきたことが本当実感できるような今日この頃であります。各地区におかれましては、運動会をはじめとする様々なイベントが開催をされております。また、スポーツ協会におきましても毎週のように運動公園を会場としたいろんなスポーツの大会が開催をされております。また、文化協会におかれましては今年70周年という節目の年ということで、先月には記念式典も行われました。また、これから様々な記念行事が開催されるということでもあります。本当かつてのにぎわいが戻ってきたということで、大変喜ばしく思っているところであります。

とはいいいながら感染症自体がなくなったわけではありませんで、最近の新聞の報道によりますと、コロナはまた微増というようなことも言われております。これからそれこそ暑くなって空調を入れるということで、つつい換気がおろそかになったり、そういったことが原因で感染者数が増えるということもあります。また、今度は寒くなったら寒くなったで空気が乾燥するというところで、それが原因で感染者が増えるという傾向にもあるようでありま

す。実際昨年５類以降もコロナは流行を繰り返しているということでもあります。もう基本的な感染防止対策を徹底するしかないんだろうなというふうに思っております。

そういった中、本日は厚生文教委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましてはご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきましてありがとうございます。

本日この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が１件、所管事務調査事項が１件ということでございます。なお、会議システムに本定例会報告事項を登録しております。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第４２号 井原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（坊野公治君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（坊野公治君） 本日の所管事務調査事項は、放課後児童健全育成事業のあり方についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案が

ございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈放課後児童健全育成事業のあり方について〉

〈休憩中、資料配布〉

健康福祉部参与（片山恭一君） すみません、追加資料のほうでございますけれども、業務委託契約書、金額欄と相手方のクラブ名を除いたもの、18クラブ同じ契約書を使っておりますので、こちらがいわゆるひな形というようなものになるかと思いますが、こちらのほうを用意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

委員（柳井一徳君） 先ほどご説明をいただきました質問の③の中のキャリアアップ処遇改善事業、これ経験の5年というところで、未満と以上で金額の差が出ております。これは、例えば4年経験で2年経過をした場合5年以上ということになると思いますけれども、その場合に報酬がこの26万3,000円っていうランクに上がるということになるんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） すみません、一つちょっと資料のほうで付け加えさせていただければと思うんですけれども、このそれぞれの①、②、③の単価がございますが、1支援単位の上限額というのが設定されておりまして、1支援単位で91万9,000円を上限とするということになっております。

表中でいきますと、上から3つ目の四季が丘クラブが令和5年度91万9,000円となっておりますが、これが上限額ということでありまして、今お尋ねの件でいきますと、支援員さんの人数とか、それぞれのこの上限額が26万3,000円の方とか39万4,000円の方がいらっしゃいますので、それぞれの支援員さんの経験年数とかそういう待遇を併せ持って91万9,000円が上限の中で処遇改善を児童クラブにお願いしているということです。1人おられたから必ずしもその1人の方に13万1,000円上乗せできるということにはなっていない状況もあるかと思います。

委員（西村慎次郎君） 幾つか質問をさせていただきます。

まず、①の支援員の充足状況ということで、今年度が82名、資料をいただいているのは85名なんだけど、多分クラブを掛け持たれている方がいらっしゃるんで、実質人数はこの人数でないと思っているんですが、実質人数は把握されていますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 実質人数のほうは把握しておりません。

委員（西村慎次郎君） なので、それだけの人数が要ると思っても、それだけの人数が各クラブへ充てられない状況にはまだあるというところで、何をもって充足してるかどうかというところになるのかなと思ってはいるところですが、支援員さんの契約は基本年度契約とか半年契約とか、その辺契約の仕方はどういう状況でしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 放課後児童クラブと支援員さんの契約状況でございますが、正式な書面をもってされているかどうかということも市のほうで確認は取っておりますけれども、通常考えられますのは、支援員さんのほうから退職の意思が示されない限り1年ごとに契約が更新されるというふうなのが一般的な契約のやり方かと思っております。

委員（西村慎次郎君） 分かりました。今現時点で、トータルで見ると支援員の確保はできてるような話だったと思うんだけど、クラブごとに見たときに不足しているとかというクラブは把握されてますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） おっしゃっていただいているように兼務、クラブを掛け持ちされている方もいらっしゃるのではないかと話もございしますが、ご承知のことかと思いますが、基本的に支援員ともう一人、2人指導的な大人がいれば放課後児童クラブを開設できるという状況の中で、現時点のお話をさせていただきますと、井原小学校仲よしクラブへお勤めだった支援員の方が退職されたことがあり、現在お一人の支援員ということになっておりまして、体調不良等あった場合にはお一人しかいらっしゃらないので不足するという状況にあります。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。ちょっと井原の件は置いて、もう少し支援員の数のところで確認したいんですが、今資料①を見ると西江原キッズってAとB2つあるんですけど、これ支援の数が全然違うんですが、何かその辺理由があるんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 所属としましては、西江原キッズAのほうは低学年のお子さんということ、Bのほうは高学年のお子さんの受入れというふうに西江原のほうは分けておられますので、そのあたりで支援員の数にも差が、当然そのローテーションの関係もあるんだとは思いますが、高学年のお子さんのほうがそれだけ低学年のお子さんよりも手がかからないという言い方が適切かどうか分かりませんが、ということもあるのかと思います。

委員（西村慎次郎君） 最低の支援員の体制で2人体制ということで、2人しかいらっしゃらないと開所時は絶対に休まれない、休まれると閉所しなくちゃいけないという状況にあるかと思うんですけど、そのあたりどういう対応をされてるのか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 現実的には西江原キッズAとBと同じ運営委員会で運営

されているというような現状にありますので、不測の事態が生じた場合はAの先生がBへ行かれるということもあるのではないかと考えています。

委員（西村慎次郎君） ②の委託料の部分にもつながるんですけど、西江原キッズBにおいても宿題サポーター事業の加算を取られているんだけど、通常2人体制だと取れないと思ってるんだけど、その辺3人体制を取られてるということであれば、支援員の数ってもう一人おってんじやろうなと思っているんですけど、その辺どのように把握されてますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 今、5年度の支援員さん、補助員さんの数を出させていただいております、確かに支援員さんお二人、補助員さんゼロとなっておるので、現状これだと難しいのではないかとということなんですけれども、通常の支援員さん、補助員さんのほかに宿題サポーターの方がいらっしゃるということが考えられるのと、現状では補助員の方が増えて、今それぞれ4名ずついらっしゃいますので、そういった方が宿題サポート事業をさせていただいているものと考えています。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。追加で。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の部分で、資料の確認で、資料①ともう一個のキャリアアップのほうの資料②で対象人数っていう欄を見たときに、資料の①のほうの指導員という支援員さんと補助員さんの合計人数と、ここのキャリアアップの対象人数、令和5年度のを比較すると、このキャリアアップのほうの対象人数のほうが多いクラブが何個かあるんですけど、ちょっと大本の資料の整合性がどう取れてるのかなと思って、確認です。

健康福祉部参与（片山恭一君） 放課後支援員キャリアアップ処遇改善事業という名称ではあるんですけども、基本的には支援員さんの処遇改善なんですけれども、支援員さんの数に応じて91万9,000円まで認められておるということで、この91万9,000円の中に、実は補助員さんとか事務のお手伝いをさせていただく方も人数として含んでもよいと。ただし、積算根拠は支援員さんが何人いるかで数字の積み上げをしてくださいというちょっと変わった仕組みになっておまして、そのあたりで実の支援員さんの数とキャリアアップ対象事業の数が不一致ということが生じておると思っております。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。ちょっと例を挙げてあれですけど、井原小学校の仲よしクラブは、令和4年度まではほぼほぼ多分上限の満額になってるんですけど、令和5年度はいきなり1人で13万1,000円ですってなっているんですが、この辺何か変化があったんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） ちょっと結論としては、放課後児童クラブから申請いただいた金額ということなので、詳細のほうの確認は児童クラブでお願いしておるわけです。

確かに支援員さんの入れ替わりがない、支援員さんの入れ替わりがあれば5年以上の経験の方が辞めて5年未満の方が入ったんだというようなこともあり得るんですけども、ちょっと井原小学校仲よしクラブを今例示していただいたんですけど、ちょっとそこの4人から1人というところは児童クラブからの申請に基づいた計算としかちょっとお答えができないかと思います。

委員（西村慎次郎君） ここのに限らずなんですけど、ほかの委託の項目も含めてです、各クラブからの申請に基づいて、もうその申請を正しいと見て委託料というのは決定される、だから市のほうでその申請内容が本当に正しいかどうかという、その数字の正しさというのを確認までは今はしてないということなんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） おっしゃるとおりで、現在のところ、過去においてもですけども児童クラブのほうから申請された金額をほぼそのまま積算して委託料としている現状がございました。先ほどキャリアアップ事業の金額の説明させていただいたときに、支援員さんの人数の積み上げで91万9,000円が上限なんです。なんですけども、ここに別に補助員さんにキャリアアップ改善事業のお金を回しても事務の方に回してもよろしいよというようなちょっと複雑な部分があるものについて、明らかに計算違いではないかというようなことが生じた場合には、ここはどうなんですかという確認をしたり修正をお願いしたりということをしてないといけないなということで、令和5年度、令和6年度でそのあたり取り組んで行っているところであります。

委員（西村慎次郎君） すみません、私はキャリアアップというものを理解してしゃべってますけど、皆さんキャリアアップとは何だということがあると思うんで、ちょっとその定義、事業内容の説明をお願いします。

健康福祉部参与（片山恭一君） それでは、すみません。放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業でございますが、こちらのほうが放課後児童支援員の確保が難しい、いろんな福祉分野、介護分野において職員確保が難しいという現状の中で、放課後児童支援員さんというのも確保が難しいということがございまして、平成28年度の賃金水準、これのベースアップを行うことによって賃金面で処遇改善を図ろうと、そして支援員さん、補助員さんの確保につなげようということで始まっておりまして、そちらのほうの内容としましては、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善部分は本事業における賃金改善には含めないということになっておりますので、最低賃金が上がった分以外に加算としてキャリアアップ改善事業を支援員の方、補助員の方に出すことが可能となったものでございます。業績等の変動に応じて計算される賞与等につきましては例外なんですけれども、基本的には28年度を基準としまして賃金水準を低下させないということで、井原市ではこちらのほうの制度を平成30年度

から取り組んでおりまして、現在に至っております。

委員（佐藤 豊君） グラフの4段目のところに障害児数というのが載ってるんですけど、合計で62名という形で、その障害者ということは、具体的には知的、身体いろいろあると思うんですけども、具体的などというふうなさび分け、さび分けという言葉が適切かどうか分かりませんが、こういった児童を放課後児童クラブで受け入れる、またその受け入れるための条件整備というのは具体的にはどういう内容があるのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

健康福祉部参与（片山恭一君） 児童クラブにおける障害児、もちろん障害者の手帳のような公式なものを持っておられる方に加えまして、お医者さんで日常生活に支障があるとか、それから発達支援の面で少し支援が要る方とか、そういうお子さんを割と広く拾えるようなことで、障害児の方にはもちろん身体、知的、精神の方はちょっと今おられるかどうか分かりませんがそういったことで、全般的にどの障害であっても障害児加算の対象となるというふうになっております。

委員（佐藤 豊君） その受入れの条件といいましょうか、そういう障害児の方々を受け入れる受入れ側の体制ですよね。ですから、障害児ですからいろんなトラブル事も起きる可能性が十分あるわけであって、そういったことに対応できる専門家の知識とか、こういったある程度研修を受けて臨んでもらうとか、そういった条件整備というのはあるんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 資格としては特には定められていないんですけれども、県のほう、岡山県とかが行います障害児の受入れに対する研修のようなものを受けていただいたりして知識を高めていただいている、それから井原市独自におきましても、OT、作業療法士とか理学療法士の先生をお招きしまして、講座をしていただいて、支援員の方にそういった知識を持っていただく機会を設けております。

委員（佐藤 豊君） 今はちょっと厳しいのか分かりますけど、医療的ケア児を受け入れる、今回の厚生文教委員会で視察に行くところも医療的ケア児の受入れをするところもあるわけなんですけども、その医療的ケア児を受け入れるためにはやっぱり人工呼吸器とかいろんな条件整備をしなければならないんですけど、将来的には放課後児童クラブ等々で医療的ケア児等々を受け入れるというような方向性の考え方があるのかなのか、もう現状では厳しいので、その医療的ケア児というような、子供さんを預かることは厳しいと、今の現状での判断はどのような状況がありますでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 放課後児童クラブに通っていただけるお子さんが、まず保護者の方が労働とか就労とか持病をお持ちで、家庭で放課後を過ごすことができないお子

さんに通っていただくというのが前提にございます。そういった中で、医療的ケアが必要なお子さんがおられて、通常の小学校に通われてるお子さんが児童クラブにも通いたいというお話があった場合、現時点では人的なこととか設備的なことで受け入れるのは難しいかと思っております。方向としてはそういうことも考えないといけないんではありましようけれども、ちょっと現実にはなかなかハードルが高い面があるかと思っております。

委員（佐藤 豊君） 追加ですみません。運営委員会でこういうこと言っているのかどうか、各クラブで余剰金等々がある場合はそういった設備投資に運用をして、それからまたある程度看護師さんのOBとかそういった、たんが詰まったようなとき、吸引ができるとかそういう条件が整った場合でもなかなかそういう前向きな捉え方というのはできないのか、ちょっとその辺もう一度お願いしたいと思います。

健康福祉部参与（片山恭一君） 一つ前のご質問は、現時点でとおっしゃられたので現時点では難しいというお答えだったんですけども、いわゆる人、支援ができる看護師さんなり准看護師さんなりあるいは保育士さんなり、そういった人の面と、それからお子さんが移動する動線、それから個別のスペースが要るのか要らないのかということで、運営委員会としてその整備できるところは、繰越金があってそれを使われるということはもう児童クラブのために使われるということなんで、それは使っていただいても構わないと思っておりますが、そこら辺がやっぱり運営委員会の皆さんでの共通の理解をいただいて、そういう受入れもぜひやろうというところに至るのが運営委員会の判断と、そこに合わせて行政のサポートが入るかどうかがというところが現状課題かなと思っております。

委員（西村慎次郎君） 先ほど少し指導員の体制で井原の仲よしクラブについては厳しい状況があるという話を伺ったんですが、市にも提出されている要望書があります、議会のほうにも写しが届いておりますので、ちょっと今までの経緯をまずはお聞きしたいんですが、令和6年3月あたりから今までの要望書が出されてきて、その後市のほうで対応された現時点までの経緯について、まずお伺いをいたします。

健康福祉部参与（片山恭一君） 要望書のほうですけれども、議会議長さん宛てと市長宛てと内容が同じものを出していただいております。この際の要望書におきましては、井原市で直接運営できないのかというようなことが念頭にある要望書かと思っております。

経緯のほうでございますけれども、令和5年度の末、3月下旬以降に井原小学校の支援員さん5人いらっしゃったんですけども2人辞められ、また月末に2人辞められということで、4月1日時点で先ほど申し上げたお一人だけになってしまったということがございます。4月1日以降お一人の支援員さんとっても献身的に頑張っていただいておりますが、5月17日頃に少し体調を崩されまして、実際井原小学校児童クラブが3日間ほどお休

みになったことがあります。そういったこともございまして、5月31日の金曜日に井原小学校仲よしクラブの総会が行われた際に、運営委員会から現状の体制で継続することが難しいので解散させていただきたいということが保護者の前で発表されましたのが、5月31日でございます。その際に6月30日に解散をしたいというふうに申されまして、保護者の方から当然5月31日の総会において6月30日の解散はあまりにも時間がなくて、それは難しいんじゃないかというご意見も出たんですが、唯一おられる支援員さんの体調も思わしくなかったこともあり、現在の運営委員会さんのほうで6月30日解散、これはもう日にち的にはこれでいかせてもらいたいというお話がありました。

現在井原市では要望書に対する回答といたしまして、井原市が直接児童クラブを運営することは考えておりませんという回答いたしております。それに対しまして、さらに保護者の方でもご検討をいただきまして会議をしていただいたんですが、急な話でありますし、保護者の中の意見もいろいろ出ておられるようですので、6月30日の解散で7月1日から新しい体制を自分たちで整えるのはもう難しい、かなりもう可能性が低いというようなことをまたいただきまして、現在7月1日以降井原小学校仲よしクラブに通われているお子さんや保護者の方がどこにも放課後居場所がないということにならないように、現在保護者の方あるいは教育委員会も含め、対応について協議をしているのが本日現在の状況であります。

委員（西村慎次郎君） 閉鎖、運営委員会自体が解散しなくちゃいけない理由というのは、支援員さんが確保できないからという理由と捉えていいのでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 結論からいうとそういうことになります。お一人しかいらっしゃらなくて、その方も現在体調が芳しくないということで、先日の5月17日のように急にお休みになると迷惑がかかるということで、現体制ではもう行えないというのがうちに伺った理由でございます。

委員（西村慎次郎君） 支援員の確保に努めてはくださって、どうしてもそれが確保できなかったという理解でいいですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） ハローワーク等とか直接当たっていただいたりとか、そういったことで支援員さんを探していただいておりますけれども、見つかっていないということでもあります。

委員（西村慎次郎君） 3月の終わり頃に支援員さんがまとまって辞められたということですけど、そこは3月中旬頃に令和6年度の開所申請を各クラブ出されていたと思うんですけど、その時点では把握できず突然辞められるという、雇用契約上多分1か月以上前には申し出ないといけないとかというその辺の取決めも多分あるんじゃないかなというふうには思うんですけど、その辺辞められた理由とか何か把握されてますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 普通の法人、株式会社とか有限会社とかそういった、井原市役所でもそうですけど、退職を申し出られるときには一月前というルールが、決まっています。ということで、放課後児童クラブの支援員さんについてもそういったところが、雇用関係が一般の会社に比べるとそういうところで若干どのような取扱いをされているのかというところがあるわけですが、退職された理由につきましては市のほうにはもう一身上の都合でお辞めになったというふうには伺っておりません。

委員（西村慎次郎君） 追加の資料で契約書をいただいているんですが、6月で解散ということで契約が解除になるのかなということで、現在1年間の年間契約をされていて、支払いは3か月に一回ということで委託料の支払いはされているんだと思っっているんですが、この解除の理由に今回ののが該当できるのかどうか、その辺この契約書のどの文章に今回は該当するっていうふうに把握されてますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） この契約書を18クラブ共通で使っておりますと先ほど申し上げたんですけれども、年度の途中で契約が解除されるということを想定してつくっておりますませんでした。したがって、解除の項にも乙、児童クラブ側の理由でこの契約を解除するというようなことの記載もございません。第7条におきましては、契約解除したときはその日以後の委託料を支払わないというこの取決めだけでございまして、市のほうとしましては、運営委員会のほうが運営を継続することが困難というふうに申し出ておられますので、ここにそういった前提がないものですから、それに対する条項もないわけですが、契約解除を行う必要があるのかと考えております。

委員（西村慎次郎君） 今後の協議になるのかなという気はしておりますが、今の井原の仲よしクラブの建物、土地っていうのは全て市の持ち物という理解でいいですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） まず土地ですけれども、土地はごらんになった方は分かると思うんですが、幼稚園のもともと敷地だったところを一部目的外使用ということで借りております。建物ですけれども、平成14年に建築した部分が99.37平方メートルございますが、こちらのほうは市の所有となっております。平成26年と平成29年に児童クラブのほうにおきまして炊事場あるいは体調の悪い子の休むところ、そういったものを増築されております。登記があるわけではございませんけれども、資金の原資からいたしまして、増築した部分は井原小学校仲よしクラブの所有、もともとあった分は井原市の所有というふうに考えるのが無難というか、適切かなと考えております。

委員（西村慎次郎君） となると、市の所有部分はいいにしても、クラブ側所有の部分というのは、今の運営委員会を解散してしまうと、その後の取扱いはどうなるんでしょう。

健康福祉部参与（片山恭一君） これは、とても時間がないんですけれども、これから協

議を行うところであります。

委員（西村慎次郎君） それで、7月1日からの井原小学校に通う児童の放課後児童クラブの受入れを、受け皿を確保していく必要が出てくると思うんですが、日がもう本当にないんですが、そのあたり今後の動きとしてどういうふうに進められようとしてるのか、お伺いをいたします。

健康福祉部参与（片山恭一君） もう大変緊急的な話でありますけれども、日にちももうあまり残ってないわけでありましたが、先ほどの要望書で市の直接運営は考えていませんという中で考えられる形態といたしましては、保護者主体で新しい組織が間に合って立ち上がるというのが一つと、それから小学校区を越えて新しい体制ができるまでの間違う児童クラブにお子さんを臨時的に預かっていただくというのが一つと、保護者主体ではない組織に運営自体を市が直接もう緊急的措置として、令和6年度末までになるのかあれですけども、直接市が契約を結んで、その組織に6年度の運営を行っていただく、可能性としてはこの3つぐらいで今協議を進めているところであります。

委員（柳原英子君） ごめんなさい、私は前から学童保育は公営でしていただけないかっていうことを言ってたんですけども、先ほど市が直接って、することはないっていうふうに言われたんですけど、もう一回、なぜですか、聞きたいんですけど。

健康福祉部参与（片山恭一君） 近い将来、遠い将来という言い方がいいのか分かりませんが、実際直接児童クラブをされている自治体もありますので、可能性としてゼロと言っているわけではなくて、井原では地域に根づいた放課後児童クラブをやっていたというこの立場をずっと行ってまいりました。そして、地域に根づいた児童クラブを応援していただくのが—保護者の方は大変なのかもしれませんが、在り方としては、この在り方は保護者も参加し、地域の方も参加し、学校にも協力をいただいて運営していくというやり方が、井原の児童クラブの生い立ちからしてみても、現時点ではこのやり方がよいのではないかというふうに考えておりますので、この緊急事態だからということで、市がすぐに直接運営することもできませんし、可能性としてそういうことを将来考えていくことはないことはないと思うんですけども、現時点のこの自分たちが運営できないからすぐ市に直接運営してもらえませんかということは難しいという回答をさせていただいたということでもあります。

委員（柳原英子君） 地域に根づいたって言われてますけれども、結構もうかなり運営委員会は大江の場合を見るとですよ、あまりこう私たちが関わることももうなくなってますし、現実としたらもう離れていってるといような部分もありますので、なるべく近い将来ほかの自治体みたいに公営でされていくということを検討していただくほうがいろんな問題

が解決しやすく、働いている人も働きやすいし、同じような働く環境、それから子供たちにも同じようなことを与えていただける、それがいいかどうか地域によって違うからって言われるのもあるかもしれませんが、預けている親としたら同じような子供の放課後の過ごせる環境を守っていただけるということはとても安心できるものです。今みたいに運営委員会がなくなるとか、じゃあ7月からどこへ行くのとか夏休みどうするのとか不安に思わなきゃいけないような状態は、井原市として子供を育てる教育的なことも絡んでくるでしょう、その方針的に。だから、絶対そこは守ってほしいなと思っています。ずっと私はこの公営にしてほしいっていうのを言ってますけれども、なかなか市は動いてくださらないんですけれども、やっぱり子供のことを一番に考えた施策をしていただきたいなと思ってます。よろしくお願いします。言わせてもらいました。

委員（大滝文則君） ちょっとまず最初から聞くんですけども、放課後児童クラブというのはもともと実施主体というのはどこでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原市が実施して、運営を委託しているという形でございます。

委員（大滝文則君） ではないかと思うんですけども、ちょっと答弁によると運営委員会任せのような気がして、その実施主体がどこにあるかというのがちょっと分かりにくいようなお話だったように思います。

その中で、先ほど西村委員も言われましたけども、契約書を先ほど拝見しましたが、この契約書も非常に簡易なもので、解除の項目もありますけども非常に簡素過ぎる、井原市放課後児童クラブ運営業務を委託するということで、この業務内容について一切書いてないし、それこそ解除の項目についても一切記されてない、こういった業務委託契約書というのはちょっといかなもんかと思うんですけども、そのあたりはどういうふうに思われましょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） ご指摘いただいたことは、確かにそういう面はあろうかと思います。契約書のこの構成につきましても早急に、6年度内にできるかどうかであります。7年度に向けて見直しを行うとともに、各クラブいろいろ違いますので、仕様書というのをつけるのがなかなか、つけるがためにちょっと各クラブの違いが浮き彫りになってしまいうようなところもあろうかと思っておりますので、そこら辺運営内容がちょっとこの契約書では見えないというお話がございましたが、そこら辺も含めて契約書の構成について考えたいと思っております。

ただ、委託内容につきましては、かなり前になるんですけども、平成27年ころにガイドラインというのをつくりまして、各児童クラブにはこういったことをお願いしたいんで

す、年齢に合わせてこういった気をつけていただきたいことはこうですというようなものを出させていただいているんですが、27年からといいますとかなり日にちがたっておりますので、そこらあたりも含めまして、児童クラブの皆さんともう一度この契約書について検討をさせていただきたいと思っております。

委員（大滝文則君） 今児童クラブの方と一緒に検討をするということにはならんと思いますが、井原市がこういう業務を委託するんだということで、井原市が先ほど実施主体になつとるので、井原市はこういう規定をもって皆さんに委託するんだということの契約書をつくっていかねばならないというふうに思います。

先ほど言いましたようにあまりにもちょっと、初めて見たんだけど、あまりにも契約書とすれば非常に、言い方は失礼ですけどもずさんというか、もう体をなしてないようにしか見えません。やっぱりよその市町を調べていただきたいと思うんですけども、やっぱりどういふことを委託するんだ、どういうことになる場合は契約解除をするんだというのをもっと細かく書いてあるのが契約書であって、ガイドラインをちょっと守ってないから契約解除できんと思ってる、やっぱり契約書にそのあたりはきちっと書いとかないと効力が発生しないということになってくると思うんで、ちょっとこの件については大至急検討といひましようか、もう早速協議に入っていただいて、最低もう来年にはそういったほうへ移行できるようにされたほうがいいんじゃないかというように思います。ちょっと今日はいろいろ提案とか何とかをする場ではないんですけども、あまりにもちょっとという気がいたしました。

もう一点。

それから、先ほど要望があちらこちらから出てくる、今井原の話がありましたが、これは緊急的に非常に複雑な問題があるようですけども、やはり先ほど言われた実施主体は市なんですから、今は考えてないとか何とかというそういう冷たい回答をするんじゃないしに、やっぱり子育てがしやすいまちということを標榜されるんなら、やっぱりここは緊急的にしっかりと対応をしていただきたいと思うんですけども、それまでにどのような協議をされて、その協議をされた上でこういう結果になったんで、どのように協議をされましたか、ちょっとお尋ねいたします。

〈休憩〉

健康福祉部参与（片山恭一君） どのような協議でこの回答になったかというようなお話かと思ひますけれども、現運営委員会のほうから6月30日で解散というお話をいただいたときに、内部でもそういった話になっておるといふことも報告をいたしてございまして、保護

者の方に対しましては新しい体制にできないかというようなお話はさせていただいて、保護者の方で考えていただいた中で要望書が出てきたということになりました。

要望書の回答といたしましても、先ほど申し上げたように直接運営ということは現時点でできないんですけれども、安定したクラブが運営できるよう、7月1日からできるように市も一緒になって考えてまいりたいというような回答をさせていただいております、状況につきましては市長を含め内部で協議をさせていただいて、回答をさせていただいたところがあります。

委員（大滝文則君） 井原市とすれば地元で運営委員会方式でやったほうがいい学童保育の運営ができるんじゃないかということですけども、最近ちょこちょこ、うまくいってるところもあるんでしょうけども、ちょこちょこ問題があってどうにかならんかというところの声も聞きます。当初の想定したことからやっぱりいろんな、人が少なくなったりとかいろんな環境、働き方のことも環境も含めて時代が変わってきているので、今に合わせたやり方を市のほうへお願いしていただけないかということかと思うんですけども、それを言ってみると門前払いのごとく、井原市はこうだったんだから、こういうふうなことで進めていくんだということにならないように、今後しっかりまた協議していただきたいなというふうにも思います。

一般質問でもちょっと言いましたけども、ずっと以前にしたことが全ていいように行かんで問題が起きると、今の現在の人が問題解決をしなければならないという、非常に今の現在の人のご苦労されるということがこの件に限らずいろいろあるんですけども、先ほど言いましたように契約書についても、そのあたりはこういう問題が起きないためにも、次の問題が起きないためにも、常にそういうことをしっかりと検証していく必要があるんじゃないだろうかというふうにも思います。

先ほどちょっとその答弁中で気になることがあったんですけども、改修した部分については運営委員会の所有になるのではなかろうかというようなことを言われましたけども、市が実施主体で市が委託料を出してやっとなことで、市の財源で取得した分について運営委員会が全て所有権を発生するというので、また確認しますが、間違いはないのでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 放課後児童クラブの運営委託料につきましては、ご承知のとおり国3分の1、県3分の1、市3分の1の持ち出しで委託料と、あと保護者の方の負担金で運営していただいているというところであります。

こちらのほう、ちょっと法律的なことを弁護士さんにも確認したんですけども、児童クラブのほうに運営委託料として出して、その繰越金を使って建てられたというようなことであれば、運営委託料を出して、向こうが受け取っておられるお金なのを使って建てられた

ということになれば運営委員会、児童クラブの所有という考え方が一般的であるというふう
に伺っております。

委員（大滝文則君） それこそ今弁護士さん言われた、弁護士さんに聞いた見解は、法的
な根拠、見解だということですか、ちょっともう一度確認を。

健康福祉部参与（片山恭一君） 弁護士さんにお尋ねして、児童クラブの建物として平成
26年あるいは平成29年から問題なく使われておるということを含め、法律的には総有財
産というらしいんですけれども、児童クラブ皆さんの、児童クラブの持ち物という、井原市
の持ち物ではない、児童クラブの総有財産であるという考え方が法律的にはできるのではな
いかと伺いました。

委員（大滝文則君） これ判例か何かありますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） すみません、弁護士さんのお言葉だったので、判例まで
は調べておりません。

委員（大滝文則君） それこそ今井原小学校を見ますと、井原小学校は実質的に解散状態
になる、解散状態になっている運営委員会に所有権があるということになることですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 現時点で解散は目の前になっているんですけれども、現
時点では児童クラブの所有という考え方です。

委員（大滝文則君） 解散した場合はどうなるんでしょう。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原市の所有に帰すべきものと考えておりますが、それ
についての協議はこれから行います。

委員（大滝文則君） これ複雑な問題、ちょっと全てのことをここで言うのはどうなんか
と思って言いませんけれども、複雑な問題のようでございますので、慎重の上にも慎重に、そ
れこそ進めていただきたいということっております。

今日はこれで終わります。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたしま
す。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして大変
ありがとうございます。放課後児童クラブのことにつきましては、様々な課題が山積をして

いることは認識をしているところでございます。今後しっかりと検討をしていきたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

〈休憩中、執行部退席〉

委員長（坊野公治君） 休憩前に引き続き、所管事務調査事項の放課後児童健全育成事業のあり方について、今後の進め方を委員の皆様とご協議したいと思います。

一応9月をめどに継続調査ということにしておりますので、この本日の委員会を含め、また放課後児童クラブに関しては来月行く視察の視察先にも1か所入れておりますので、それを含めて、また次に協議をしていくということにはなると思いますが。

委員（大滝文則君） 先ほど委員長が言われましたように、7月16日から視察に行きます。それまでに皆さんそれぞれに課題の洗い出しをして、16日以降にまたその報告書をつくるための委員会が開かれると思しますので、そこでしっかりとそれぞれの考えをまとめて協議していったらどうかと思いますが、どうでしょうか。それまでに、まだほかに必要な資料、また執行部を呼ぶことがあるようなことがありましたら、そのときはそれこそ委員長、副委員長にお任せしますから、皆さんの出た意見を集約していっておいてほしいと思います。

今日早々にこれ以上のことはなかろうかと思います。

委員（柳原英子君） また私の説でいいですか、私の説を言ってもいいですか、私の主張を。

委員長（坊野公治君） 今後どういうふうにするのか。

委員（柳原英子君） 今後どうする、ああ、そうか、今後どのようにする。

委員長（坊野公治君） 今日の議論に関してのご意見、ご感想があっても、それでもよろしいですよ。

委員（柳原英子君） やはり井原の状況とかを見るにしても、おのおのに任せていると問題が起きやすいというのがすごく浮き彫りになってきているので、やはりそういうふうなところを検証するというか、調べるといえるかは要るのかなと思いましたが、井原の件にしても。やっぱりおのおのに任す、昔ならそれでよかったんですね、お母さんたちが集まって働いている人たちの子供を見てあげようみたいな事を私たちのところでも、私たちの世代でもそういう感じで学童をしてきて、そこにだんだんお金がついてきていて、今見るとすごいお金がついてきてるような状態になっているので、やはりここで考え方を変えて、やり方も変えて

いくつということが分かるように何か検証できたらいいなと思いますが、どうやってやるのかちょっと分かりませんけど。

委員（西村慎次郎君） 柳原委員言われるように、検証するには我々の放課後健全育成事業とは何ぞやという理解も深めないといけないとは思っているんですけど、現状を把握する意味では、一つの方法としてはアンケート、各クラブの運営委員会さんにアンケートを取って、今の現状を確認して、どういった課題があるかっていうのを集約して、9月なり12月なりに報告なり提言でつなげていく方法もあるのかなとは思いますが。今回井原とか、もう一つ前、木之子とかから出てますけど、各クラブ、ほかのクラブも抱えてる課題はあるのかなという気はするんで、アンケート、どんなアンケート取るかというのはあるんだけど、中身があるんですけど、それも一つの方法かなというふうに思います。

委員長（坊野公治君） 今副委員長からアンケートというご意見出ましたけれども、タイムスケジュール的にちょっとどうかなというのがあるんですが。

委員（佐藤 豊君） 所管事務調査として今後も続けていけばいいと思うんです。十数年前になると思うんですけど、その当時、前の委員会で放課後児童クラブ、現地5か所ぐらいですか、調査しました。そのときにいろんな運営委員会の方々、また保護者の方からもいろんな声を聞いて、いろんなことを行政のほうへ提言して、大江町なんかも放課後児童クラブ、あの当時は農協の跡の施設を使ってたんですけど、グラウンドに新しいプレハブ、それからまた県主も旧郵便局みたいなところを使われてたんですけど、また新しいところへ移動したとかというような取組につなげることができたというふうに思うんです。そういったことで、我々委員会としては現地をよく見て、生の声を本当に我々も聞きながら、そうした中で今本当に何をすべきなのか、何を行政のほうに提言していくのかというような方向性を明確にしていくことも大切なことじゃないかというふうに思います。

先ほど柳原委員もいろんな質問をされた中で、行政のほうもかたくなに、もうとにかく運営委員会に任すという方向性ではないようにもちょっと感じたんで、今後やっぱり、それと各運営委員会、また放課後児童クラブを視察しながら議会としての意見も集約していく方向性でいくためにも、所管事務調査として今後も継続することが必要じゃないかというふうに思います。

委員（柳井一徳君） 執行部のほうの考え方というのは、運営委員会にあくまでも任せるとのこと、現時点ですよ、将来的には今佐藤委員もおっしゃられました、柳原委員が質問された答弁の中にも将来的には分からないというふうなこともおっしゃって、この来月我々が視察するその児童クラブも、あれは業者に委託をしているっていう。

委員長（坊野公治君） 社福ですね。

委員（柳井一徳君）　　そういうふうなことも勉強しながら、我々がそういう先進地の状態も調べながら、大滝委員がおっしゃったような7月16日以降の委員会で、そういったことをこれから我々も生かしていかなければならないであろうなというふうなことは思っております。現時点ではもう、今日お伺いした限りでは変わらないのかなと、執行部の考え方は変わらないのかなっていうこと。だから、それを覆されるだけの勉強ということは必要なのかなということをおもいました。

委員長（坊野公治君）　皆さんの共通意見として、引き続き所管事務として調査・研究していくという中でもありますし、先ほど大滝委員からもありました、来月視察にも行きますので、またそこで新たな問題点を、問題点というか、現地を視察して、この後の日程調整にも入るんですが、その視察を受けての委員会というのも7月中もしくは8月のお盆までには必ず1回は開きますので、そのときにまた9月議会に向けての皆様方からのご意見というか、いただきたいと思ひますし、先ほど副議長からご意見がありましたアンケートについても、やろうと思えば一月あればできるかなとは思ひますが、その辺についてもまたそのとき協議いたしたいと思ひますので、本日はまた引き続き調査研究していく、またこの件につきましては来月行ふ視察も含めて研究して、また9月にはある程度一定のこの委員会としての意見というのはまとめていきたいと思ひますので、皆様方にまたご協議をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

〈休憩中、次回委員会開催日を決定。〉

委員長（坊野公治君）　では、以上で所管事務調査、また次の委員会についてを終わりたいと思ひます。

〈行政視察について〉

〈視察先への事前質問の内容を決定。〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（坊野公治君） では、以上で厚生文教委員会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。